

先使用権の立証手法

先使用権制度が特許制度のもとに有効に活用されることにより、企業が本来特許出願すべきものの選定精度が高まります。防衛的で無駄かなと思われる技術の出願は、先使用権（先使用による通常実施権）の公的確認で十分な場合があります。

先使用権の立証の手段として、事実実験公正証書の作成等の公証制度が有効に活用されることが望まれます。知財制度にも精通した公証人は徐々に増加しています。

防衛的な特許出願をする前に、**事実実験公正証書**を作成しては如何でしょうか。

これにより、先使用権の立証ができれば、紛争も事実上回避できます。

事実実験公正証書の作成と公証申請も受け賜ります。

当所は、知的財産をバックアップ致します。

お気軽にご相談下さい。

どうぞ、当所の**商標ホームページ**をご覧ください

菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 O Sビル

TEL0426-25-0838(代) FAX0426-25-0628

E-mail ospat@nifty.com